

○座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付要綱

平成27年10月28日告示第141号

改正

平成28年3月31日告示第39号

平成29年3月31日告示第48号

平成30年3月26日告示第24号

令和2年3月25日告示第32号

令和5年7月21日告示第121号

令和7年3月31日告示第70号

令和8年3月12日告示第25号

座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内産業の振興を図るため、中小企業者等が行う事業に対して補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 創業事業 市内で創業し、法人化のために法人登記をする事業をいう。
- (3) 展示会等出展事業 製品や技術をPRする見本市や展示会その他これに類するものに出展する事業（市が主催又は共催する事業を除く。）をいう。
- (4) 生産性向上設備導入事業 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に規定する大分類Eに分類されている事業）を営む者が生産性が向上する機械装置、工具又は器具を導入し、及び市内にある工場、事業所等に設置する事業をいう。
- (5) 店舗リニューアル等事業 小売業、飲食サービス業又は生活関連サービス業（日本標準産業分類に規定する中分類56から60まで又は76から79までに分類されている事業）を営む者が売上の増加、固定費の削減等による経営改善に資する事業をいう。
- (6) 空き店舗活用事業 市内の空き店舗（店舗又は事務所の用に供していた施設のうち、現に営業していないもの）を新たに契約し、店舗又は事務所を開設し、継続的に運営する事業をいう。
- (7) 経営アドバイザー派遣事業 創業又は経営革新に取り組むことを目的に公益財団法人神

奈川産業振興センターが実施する経営アドバイザー（専門家）派遣事業を利用する事業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内の中小企業者又は市内で中小企業者として創業しようとする者であること。ただし、展示会等出展事業にあつては、座間市商工会（以下「商工会」という。）が市内の中小企業者の販路開拓のために展示会等に出展する場合は、補助の対象とする。
- (2) 市内において、1年以上、事業を営んでいる者であること。ただし、創業事業、空き店舗活用事業及び経営アドバイザー派遣事業の補助対象者については、この限りでない。
- (3) 商工会の会員であること。ただし、商工会の会員でない者であっても、補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が完了した日から6箇月以内に商工会の会員になることを条件に、補助の対象とする。
- (4) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象とならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業を営む者
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条に規定する大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗内のテナント店舗で事業を営む者
- (3) 市外に本社又は本店を有するフランチャイズ店及びチェーンストア方式による事業形態で事業を営む者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象者が実施する創業事業、展示会等出展事業、生産性向上設備導入事業、店舗リニューアル等事業、空き店舗活用事業及び経営アドバイザー派遣事業のうち、商工会の推薦又は経営指導（以下「商工会の推薦等」という。）を受け、補助金の交付申請をする年度内に当該申請した事業が完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例（平成17年座間市条例第18号）第5条の2の規定に基づき企業投資奨励金の交付の対象となる設備投資については補助の対象としない。

（補助対象経費等）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、国、他の地方公共団体から補助金等の交付を受けて実施する事業の補助対象経費は、当該補助金等の額を控除した額とする。

2 補助対象経費の基準は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨

てるものとする。

(交付の要望)

第6条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し

(3) 商工会の推薦等を受けていることを証する書類

(4) その他市長が必要とする書類

2 規則第7条第2項の規定により、同条第1項第2号の書類の添付は省略する。

3 第1項に規定する申請は、1の事業につき同一年度において1回を限度とする。ただし、店舗リニューアル等事業は、1の申請者につき1回を限度とする。

4 生産性向上設備導入事業の補助対象者は、第13条第1項第1号に規定する期間内において、本補助金の交付の対象となった設備又は当該設備を基礎として改良若しくは更新を行う設備に係る事業については、補助金の交付申請をすることができない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けてから当該申請に係る事業を開始するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ座間市中小企業産業振興支援事業計画変更（中止）申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を座間市中小企業産業振興支援事業計画変更（中止）通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、座間市中小企業産業振興支援事業実績報告書（第6号様式）に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支払を証明する書類
- (2) 補助事業の実施を証明する書類
- (3) その他市長が必要とする書類

（補助金等の額の確定）

第11条 規則第19条による補助金の額の確定は、座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、座間市中小企業産業振興支援事業補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第13条 生産性向上設備導入事業及び店舗リニューアル等事業の補助事業者は、原則として補助事業が完了した日から次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、座間市中小企業産業振興支援事業補助金状況報告書（第9号様式）により、指定する期日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 生産性向上設備導入事業 3年間を上限とし、事業の達成を確認できるまでの期間
- (2) 店舗リニューアル等事業 3年間

（交付の決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が第2条第4号及び第5号の事業開始後3年未満で事業を廃止し、又は市外へ移転する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 自然災害又は人為的な災害
- (2) その他市長が特にやむを得ないと認める場合

2 補助事業者が前条第3号に該当する場合に市長が命ずる補助金の返還は別表第3のとおりと

する。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第24条ただし書の規定による市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(実施細目)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第39号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第48号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日告示第24号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月21日告示第121号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第70号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月12日告示第25号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
創業事業	(1) 登録免許税 (2) 次に掲げる費用 ア 内外装工事費 イ 事業用設備取得費 ウ 事業用物品取得費 エ 広告宣伝費	(1) 経費の全額とし、上限15万円 (2) 経費の合計額の2分の1の額とし、上限40万円（座間市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受けた者は3分の2の額とし、上限60万円）
展示会等出展事業	展示会出展費	経費の全額とし、上限30万円（ただし、商工会が取りまとめて申請するもの

		については、1社につき30万円)
生産性向上設備導入事業	生産性向上設備取得費	経費の3分の2の額とし、上限400万円（最低補助経費額100万円）
店舗リニューアル等事業	内外装工事費 事業用設備取得費 広告宣伝費	経費の2分の1（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条に規定する機器を導入する者の事業用設備取得費は3分の2）の額とし、上限50万円（最低補助経費額20万円）
空き店舗活用事業	内外装工事費 事業用設備取得費 事業用物品取得費	経費の2分の1（座間市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受けた者は3分の2）の額とし、上限50万円
経営アドバイザー派遣事業	アドバイザー派遣費	経費の全額とし、上限12万円

別表第2（第5条関係）

補助対象経費基準

費用の名称	内容
登録免許税	補助事業者が支払う登録免許税相当額。特定創業支援事業を受けた者で減額措置の適用になった場合はその額
内外装工事費	内外装工事や設備工事に要する費用
事業用設備取得費	内外装工事と一体で設置し、建物据置と判断でき、及び簡単に持ち運びができない備品又は機械装置の取得に要する費用
広告宣伝費	チラシ、パンフレット等若しくはホームページの作成又は新聞折り込みに要する費用
事業用物品取得費	事務用品（コピー機、パソコン、印刷機等）で事業に必要不可欠な物品の取得に要する費用。ただし、1件3万円（税抜）未満のもの

	については消耗品とみなし補助対象外
展示会出展費	(1) 主催者に支払う出展料や電気、照明、什器等の使用料又は広告宣伝費のうち補助対象事業で出展する展示会で使用するために作成したものに要する費用 (2) 展示物の輸送に要する費用
生産性向上設備取得費	生産性の向上が認められる設備機器の取得及び設置に要する費用並びに設備を使用できる状態にするためのシステム構築に要する費用
アドバイザー派遣費	経営アドバイザー（専門家）派遣事業に要する費用

備考 内外装工事費、事業用設備取得費、広告宣伝費及び事業用物品取得費は、市内の事業者
に発注すること又は市内の事業者から購入することを条件とする。

別表第3（第15条関係）

返還割合

事業期間	返還の割合
事業廃止及び移転の日が、事業を開始した日から起算して1年に満たない場合	全額
事業廃止及び移転の日が、事業を開始した日から起算して1年以上2年未満の場合	3分の2
事業廃止及び移転の日が、事業を開始した日から起算して2年以上3年未満の場合	3分の1
事業廃止及び移転の日が、事業を開始した日から起算して3年以上の場合	なし

備考 算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第1号様式（第7条関係）

第1号様式（第7条関係）

座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）座間市長

住所又は所在地

事業所名

代表者氏名

座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。また、交付のための審査において、市が市税の収納状況を確認することに同意します。

1 申請者概要	業種			
	従業員数	正社員 人 パートタイマー等 人	市内創業年月日	
2 補助事業名				
3 総事業費				円
4 補助対象経費				円
5 交付申請額				円
6 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し (3) 座間市商工会長の推薦書又は経営指導を受けていることを証する書類 (4) その他市長が必要とする書類			

第2号様式（第7条関係）

第2号様式（第7条関係）

事業計画書（創業事業）

事業所名 代表者氏名		連絡先	電話番号：		
			電子メール：		
創業予定地	〒				
補助対象経費 の内訳	(1) 登録免許税額 (ア) (登記予定年月 日)				円
		(年 月 日)			
	内外装工事費 ①	工事名	金額(込)・(抜)		
					円
					円
					円
	事業用設備 取得費 ②	取得設備名	金額(込)・(抜)		
					円
					円
					円
	事業用物品 取得費 ③	取得物品名	金額(込)・(抜)		
					円
				円	
				円	
広告宣伝費 ④	広告媒体名	金額(込)・(抜)			
				円	
				円	
				円	
		小計(イ) (①+②+③+④)			円
合計(込)・(抜) (ア) + (イ)				円	
添付書類	補助対象経費の見積書の写し				

事業計画書（展示会等出展事業）

事業所名 代表者氏名		連絡先	電話番号：
			電子メール：
展示会等の概要	名 称		
	会 場		
	開催日（期間）		
	主 催 者		
	展 示 内 容		
補助対象経費の内訳	事 業 名	金 額（込）・（抜）	
			円
			円
			円
			円
	合 計（込）・（抜）		円
添付書類	(1) 補助対象経費の見積書の写し (2) 出展予定の展示会等のパンフレット等		

事業計画書（生産性向上設備導入事業）

事業所名 代表者氏名		連絡先	電話番号：
			電子メール：
事業の概要	【事業の目的】		
	【現状の課題】		
	【導入する設備の説明等】		
	【期待される効果】		
	生産性が向上する項目	現状の数値	設備導入後の想定数値
補助対象経費 の内訳	取得設備名	取得予定日	金額（込）・（抜）
		年 月 日	円
		年 月 日	円
		年 月 日	円
	合計（込）・（抜）		円
添付書類	(1) 補助対象経費の見積書の写し (2) 導入する設備のカタログ等		

事業計画書（店舗リニューアル等事業）

事業所名 代表者氏名		連絡先	電話番号：	
			電子メール：	
事業実施地	〒	店舗の名称		
事業の概要	【事業の目的】			
	【現状の課題】			
	【課題の解決方法】			
	【期待される効果】			
補助対象経費 の内訳	内外装工事費	工事名	金額(込)・(抜)	
			円	
			円	
	事業用設備取得費	取得設備名	金額(込)・(抜)	
			円	
			円	
	広告宣伝費	広告媒体名	金額(込)・(抜)	
			円	
			円	
		合計(込)・(抜)		円
	添付書類	(1) 補助対象経費の見積書の写し (2) 建物所有者が分かる登記事項証明書等の書類 (3) 店舗所有者の同意書（申請者と建物所有者が同一でない場合） (4) 施工前の店舗内外装の写真		

事業の見通し		現在	1年目	2年目	3年目
	売上高①	円	円	円	円
	売上原価②	円	円	円	円
	販売費及び一般管理費				
	人件費	円	円	円	円
	地代家賃	円	円	円	円
	水道光熱費	円	円	円	円
	広告宣伝費	円	円	円	円
	消耗品費	円	円	円	円
	支払利息	円	円	円	円
その他	円	円	円	円	
合計③	円	円	円	円	
当期損益 (①-②-③)	円	円	円	円	

事業計画書（空き店舗活用事業）

事業所名 代表者氏名		連絡先	電話番号：	
			電子メール：	
空き店舗 の所在地	〒			
補助対象経費 の内訳	内外装工事費	工事名	金額(込)・(抜)	
			円	
			円	
			円	
	事業用設備取得費	取得設備名	金額(込)・(抜)	
			円	
			円	
			円	
	事業用物品取得費	取得物品名	金額(込)・(抜)	
			円	
			円	
			円	
		合計(込)・(抜)		円
	添付書類	(1) 補助対象経費の見積書の写し (2) 施工前の店舗等の写真 (3) 施工図面 (4) 空き店舗を契約した旨を証する書類		

事業計画書（経営アドバイザー派遣事業）

事業所名 代表者氏名		連絡先	電話番号：
			電子メール：
事業の概要	【事業の目的】		
	【現状の課題】		
	【期待される効果】		
補助対象経費 の内訳	実施時期	実施回数	金額（込）・（抜）
		回	円
添付書類	補助対象経費が確認できる資料		

第3号様式（第8条関係）

第3号様式（第8条関係）

座間市指令 第 号

座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

事業所名

代表者氏名

座間市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定したので
通知します。

補 助 事 業 名	
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
交 付 決 定 額	円
条 件	

第4号様式（第9条関係）
第4号様式（第9条関係）

座間市中小企業産業振興支援事業計画変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）座間市長

住 所
事業所名
代表者氏名

年 月 日付け座間市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業
について、次のとおり変更（中止）したいので申請します。

補 助 事 業 名	
変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	
変更（中止）年月日	年 月 日
添 付 書 類	

第5号様式（第9条関係）

第5号様式（第9条関係）

座間市指令 第 号

座間市中小企業産業振興支援事業計画変更（中止）通知書

年 月 日

事業所名

代表者氏名

座間市長



年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止）については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	
補 助 事 業 名	
既 交 付 決 定 額	円
変 更 後 交 付 決 定 額	円
条 件	
不 承 認 の 理 由	

第6号様式（第10条関係）

第6号様式（第10条関係）

座間市中小企業産業振興支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）座間市長

住 所
事業所名
代表者氏名

年 月 日付け座間市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業
の実績を次のとおり報告します。

補助事業名	
総事業費	円
補助対象経費	円
交付申請額	円
事業の成果	
添付書類	(1) 支払を証明する書類 (2) 補助事業の実施を証明する書類（写真等）

第7号様式（第11条関係）

第7号様式（第11条関係）

座間市指令 第 号

座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日

事業所名

代表者氏名

座間市長



年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき、年度の補助金等の額を確定したので通知します。

補 助 事 業 名	
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
交 付 確 定 額	円
交 付 決 定 通 知 額	円
備 考	

第8号様式（第12条関係）
第8号様式（第12条関係）

座間市中小企業産業振興支援事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）座間市長

住 所
事業所名
代表者氏名

年 月 日付け座間市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の補助金等の交付を次のとおり請求します。

補助事業名				
交付決定通知額				円
交付確定額				円
交付請求額				円
振 込 先	金融機関名		支 店 名	
	種 別	当座・普通	口 座 番 号	
	口 座 名 義 (カタカナ)			
添 付 書 類	(1) 座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付決定通知書の写し (2) 座間市中小企業産業振興支援事業補助金交付額確定通知書の写し (3) その他 ()			

第9号様式（第13条関係）

第9号様式（第13条関係）

座間市中小企業産業振興支援事業補助金状況報告書

事業所名		代表者氏名	
所在地		電話番号	
		電子メール	
事業実施地		補助事業完了日	
補助事業名			
生産力、売上高及び固定費等における事業実施前と現在の比較			
生産力、売上高及び固定費等が現在の数値となった主な要因			
今後の見通し及び対処方法（事業計画を下回る状況の場合のみ記入）			
添付書類			
・最新の決算に関する書類			
・その他本報告に必要な書類			